

事務連絡  
平成26年6月5日

障害福祉サービス事業所 御中

居宅サービス事業者ネットワーク  
代表 藤井 亘

## 居宅サービス事業者ネットワーク 平成26年度コーディネーター研修 「千葉県の虐待問題と障害者権利条約批准の持つ意味」

### 開催のご案内

「障害者虐待防止法」の施行から1年半が経過しましたが、障がいを持つ人たちの生活は何か変化されていますか？障害者権利条約に批准して何かが変わってきましたか？大きな事件を含め、施設などでの虐待、権利侵害の報道は後を絶ちません。今回は千葉県虐待防止アドバイザーであり、先般の事件後、千葉県社会福祉事業団の理事に着任された『弁護士 佐久間水月氏』をお招きしてお話をうかがいます。

障害者虐待防止法の基本的な部分や事業者が利用者を支えていく中でどんなことを大切にしていけるのか、法の理念に基づく支援の実践などをお話いただく予定です。

居宅サービス事業所、障害者支援施設、障害児支援施設、短期入所事業所、相談支援事業所、行政福祉担当部署など、みなさまのご参加をお待ちしています。

### 記

1 日時：平成26年6月12日（木） 19：00－21：00（18：50受付開始）

2 場所：飯田橋・セントラルプラザ12階  
会議室

3 内容 **コーディネーター研修**  
講演  
「千葉県の虐待問題と障害者権利条約批准の持つ意味」  
講師 佐久間 水月氏（弁護士）

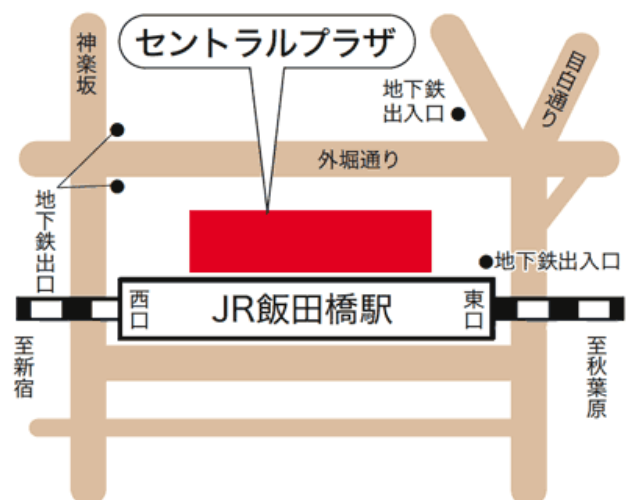
4 参加費 一般 1,000円  
居宅ネット会員 無料  
(当日受付でお支払いください)

5 問い合わせ・申込：居宅ネット事務局

TEL/FAX 042-574-8802

E-mail [kyotaku\\_net@yahoo.co.jp](mailto:kyotaku_net@yahoo.co.jp)

ホームページ：<http://kyotaku.net/>



# 千葉県虐待問題と

## 障害者権利条約

## 批准の持つ意味

障害者虐待防止法がスタートして1年半が経過しましたが、大きな事件も含め、施設等での虐待報道が後を絶ちません。もう一度、ここで法の理念に基づく支援の実践を学ぶ機会をご用意しました。

**明日からの支援につながる、つなげる**ためにぜひご参加ください！

日時

平成26年 **6月12日** (木) 開場 18:50 講演 19:00~21:00

会場

**飯田橋・セントラルプラザ12階 会議室**

JR飯田橋駅 西口/東京メトロ・都営大江戸線 B2b 出口

参加費

**一般 1,000円・会員 無料**

会員とは居宅ネットの会員を指します

講師

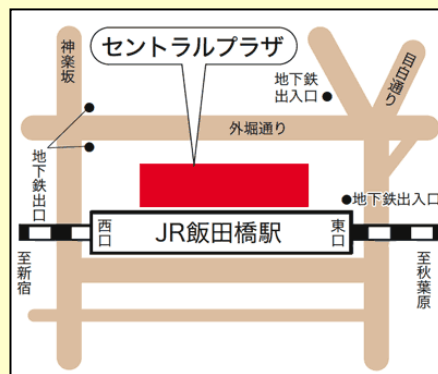
千葉県虐待防止アドバイザー

**佐久間 水月 弁護士**

主催

居宅サービス事業者ネットワーク

【お問い合わせ】〒186-0011 国立市谷保 6312 滝乃川学園 色えんぴつ内  
FAX 042-574-8802



事業所名:

会員区別: 会員 ・ 非会員 ・ 不明

TEL:

参加代表者氏名:

FAX:

参加者氏名:

e-mail:

参加者氏名:

お申し込み

【必要事項をご記入のうえ、FAX または e-mail で下記までお申し込みください】

Fax: 042-574-8802 Mail: kyotaku\_net@yahoo.co.jp